

4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
ひとにやさしいまちづくり条例 チェックリスト

(1) 廊下、傾斜路

3/9

チェック項目	適用範囲	申請者記入欄			審査欄				
		円滑基準	誘導基準		ひとまち	円滑基準	誘導基準		
			特定建築物	協定建築物			特定建築物	協定建築物	ひとまち
廊下等									
① 表面は滑りにくい仕上げか									
② 点状ブロック等の敷設	階段又は傾斜路の上端に近接する部分	※1の場合は除外							
	段、階段又は傾斜路に近接する部分								
③ 階段・段を設けていないか	傾斜路、昇降機を併設する場合を除く	※2の経路							
		※3の経路							
④ 段を設ける場合(手すりの設置、回り段の禁止、識別しやすい段)		※3の経路は除外							
⑤ 幅員	120cm以上であるか	※2の経路							
	180cm以上(⑥の転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	※3の経路							
⑥ 車椅子が転回可能な場所	区間50mごと	※4の場合は除外							
	区間50mごと及び末端付近	※2経路							
		※3の経路							
⑦ 突出物を設ける場合(視覚障害者の通行に支障がない措置)		※3の経路							
⑧ 病院、診療所、社会福祉施設等に、手すりを設けているか		※3の経路							
⑨ 誘導用床材の敷設(直接地上へ通ずる1以上の出入口から情報提供の場所まで)									
⑩ 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか									
⑪ 休憩設備を適切に設けているか									
傾斜路 ※6	① 幅員	120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	※2の経路						
		150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	※4の場合は除外						
	② 勾配	1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	※2の経路						
		1/12以下	※4の場合は除外						
		1/15以下(敷地内の通路に限る)							
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		※2の経路						
			※4の場合は除外						
	④ 手すりの設置	片側(勾配1/12以下の高さ16cm未満の傾斜部分は免除)							
		両側(勾配1/12以下の高さ16cm未満の傾斜部分は免除)							
		片側							
⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか									
⑥ 識別しやすいものか									
⑦ 点状ブロック等の敷設	傾斜部分の上端に近接する部分	※5を除く							
	傾斜路に近接する部分								

- ※1 ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ※2 ・ 建築物移動等円滑化経路(利用居室、車椅子使用者便房・駐車施設に至る1以上の経路、公共用歩廊)
- ※3 ・ 直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口、車椅子使用者用便房の出入口から各室に至る1以上の経路
- ※4 ・ 車椅子使用者駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる部分
- ※5 ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 傾斜路と連続して手すりを設ける場合
- ※6 ・ 観覧席の傾斜路を除く

チェック項目	適用範囲	申請者記入欄				審査欄				
		円滑基準	誘導基準		ひとまち	円滑基準	誘導基準		ひとまち	
			特定建築物	協定建築物			特定建築物	協定建築物		
階段	① 手すりを設けているか	片側 両側(踊場を除く)								
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか									
	③ 段は識別しやすく、つまずきにくいものか									
	④ 点状ブロック等の敷設	段部分の上端に近接する廊下及び踊場の部分	※1の場合は除外							
		段部分に近接する廊下及び踊場の部分	※2の場合は除外							
	⑤ 原則として主な階段を回り階段としていないか									
	⑥ 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cmまで不算入)									
	⑦ 蹴上げは16cm以下であるか									
	⑧ 踏面は30cm以上であるか									
⑨ 階段以外に傾斜路・昇降機を設けているか										
便所	① 車椅子使用者用便房	1以上 各階原則2%以上								
	ア 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか									
	イ 標識の設置									
		日本工業規格Z8210に適合しているか。	※3							
	ウ 洗浄装置は操作が容易なものか									
	エ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか									
	オ 出入口の幅は80cm以上であるか									
	カ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか									
	② オストメイト対応水洗器具設置便房	1以上								
		各階1以上								
	ア 標識の設置	日本工業規格Z8210に適合しているか。	※3							
	③ 車椅子使用者用便房がない場合には腰掛け便座、手すりを設けた便所があるか		※4の場合は除外							
	④ 床置き式、壁掛式(受口高さ35cm以下)の小便器等	1以上								
		各階1以上								
	ア 小便器の洗浄装置は操作が容易なものか									
	イ 病院又は診療所、社会福祉施設の小便器の周囲に手すりを設けているか									
	⑤ 特定建築物以外の公共的施設	ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか								
		イ 出入口の幅は80cm以上であるか								
		ウ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか								
	⑥ 床は濡れても滑りにくい仕上げであるか									
⑦ 床は車椅子の使用に支障となる段を設けていないか										
⑧ 手洗いの水洗器具は操作が容易なものか(1以上)										
⑨ ⑧の手洗い(高さは75cm以上80cm以下、下部高さ65cm以上、奥行き45cm以上のけ込み)										

※1 ・ 自動車車庫に設ける場合、段部分と連続して手すりを設ける場合

※2 ・ 一般公共用の用に供される自動車車庫の場合は除外

※3 ・ 当該内容が日本工業規格に定められている場合

※4 ・ 当該便所の近くに車椅子使用者用便房のある便所を設ける場合を除く

チェック項目	適用範囲	申請者記入欄				審査欄			
		円滑基準	誘導基準		ひとまち	円滑基準	誘導基準		ひとまち
			特定建築物	協定建築物			特定建築物	協定建築物	
敷地内及び駐車場の通路									
① 表面は滑りにくい仕上げであるか									
② 階段又は段を設けていないか(傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く)	※1の経路 ※2の経路								
③ 段を設ける場合									
ア 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)									
イ 蹴上げは16cm以下であるか									
ウ 踏面は30cm以上であるか									
エ 手すりを設けているか	片側 両側								
オ 識別しやすく、つまづきにくいものか									
④ 段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか									
⑤ 幅	120cm以上であるか	※1の経路 ※2の経路							
	180cm以上であるか								
⑥ 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	※1の経路 ※2の経路								
⑦ 誘導用床材又は音声誘導装置を設けているか	※2の経路								
⑧ 点状ブロック等の敷設(車路に近接する部分、段の端に近接する部分、踊場の部分)	※2の経路								
⑨ 傾斜路はひさしを設けるなど凍結時の通行に支障がないか									
⑩ 排水溝の溝蓋は滑りにくい仕上げか									
⑪ 溝蓋は車椅子のキャスター等が落ち込まない構造か									
駐車場	① 車椅子使用者用駐車場施設	1以上 100区画未満1以上 100区画以上2以上 2%以上							
	ア 幅は350cm以上であるか								
	イ 標識の設置	日本工業規格Z8210に適合しているか。	※3						
	ウ 経路が短い位置に設けられているか		※4の経路						
			※5の経路						

※1・建築物移動等円滑化経路(利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路、公共用歩廊)

※2・直接地上へ通ずる出入口から道若しくは空地又は機械式自動車車庫までの通路

※3・当該内容が日本工業規格に定められている場合

※4・利用居室までの経路

※5・直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口、不特定多数の者が利用する各室の出入口、公園に通ずる出入口までの1以上の経路

チェック項目	適用範囲	申請者記入欄				審査欄			
		円滑基準	誘導基準		ひとまち	円滑基準	誘導基準		ひとまち
			特定建築物	協定建築物			特定建築物	協定建築物	
出入口	① 幅	80cm以上	※1の経路						
		90cm以上	※2の経路						
		120cm以上(建物の出入口に限る)	※3の場合は除外						
	② 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けている	1以上	※1の経路						
		※2の経路							
		※3の場合は除外							
特殊な構造又は使用形態の昇降機(第六号)	① エレベーターの場合								
	ア 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか								
	イ 籠の幅70cm以上、奥行き120cm以上であるか								
	ウ 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)								
	② エスカレーターの場合								
案内設備	ア 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか								
	① 移動等円滑化措置のとられた設備等(※4)の配置を表示した案内板等の設置	※5は免除							
案内設備案内所までの経路	② 移動等円滑化措置のとられた設備等(※6)の配置を視覚障害者に示す設備	※7は免除							
	① 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置(風除室で直進する場合は免除)	※8は免除							
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	※8は免除							
洗面所	③ 点状ブロック等の敷設(段・傾斜がある部分の上端に近接する部分)	※8※9は免除							
	① 表面は濡れても滑りにくい仕上げであるか								
	② 水洗器具は操作が容易なものか								
浴室	③ 洗面器(高さ75cm以上80cm以下、下部高さ65cm以上奥行き45cm以上のけ込み)								
	① 車椅子使用者用浴室等を設けているか	1以上							
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか								
	イ 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか								
	ウ 出入口								
	(ア) 幅は80cm以上であるか								
	(イ) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか								
	② 水洗器具は操作が容易なものか								
車いす使用者用客室	③ 腰掛台、手すりを設けているか								
	① 車椅子使用者用客室	客室総数50以上の場合 1以上 客室総数200以下場合、2%以上、200超の場合(1%+2)以上							
	ア 出入口								
	(ア) 幅は80cm以上であるか								
	(イ) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか								
	イ 便所(同じ階に共用便所がある場合は免除)								
	(ア) 車椅子使用者用便房を設けているか								
	(イ) 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)								
	(ウ) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)								
ウ 浴室等(共用の浴室等がある場合は免除)									
(ア) 車椅子使用者用浴室等を設けているか									

- ※1 ・ 建築物移動等円滑化経路(利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路、公共用歩廊)
- ※2 ・ 直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口、車椅子使用者用便房の出入口から各室に至る1以上の経路
- ※3 ・ 昇降機・便所・浴室の出入口、基準適合出入口に併設された出入口
- ※4 ・ エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設
- ※5 ・ 案内所を設ける場合又は当該施設等の配置を容易に視認できる場合
- ※6 ・ エレベーターその他の昇降機又は便所
- ※7 ・ 案内所を設ける場合
- ※8 ・ 自動車車庫に設ける場合、受付等から建物出入り口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合
- ※9 ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

	チェック項目	申請者 記入欄	審査欄
		ひとまち	ひとまち
観覧席	① 車椅子使用者の席の幅90cm以上奥行120cm以上		
	② 車椅子使用者の席数		
	ア 100席以下の場合1以上		
	イ 100席を越え400席以下の場合2以上		
	ウ 400席を越える場合は2に400を越える席数200席ごとに1を加えた席数以上		
	③ 車椅子使用者の席の床は水平か		
	④ 観覧席の出入口から車椅子使用者の席までの通路		
	ア 幅120cmであるか		
	イ 高低差がある場所に傾斜路を設けているか		
	ウ 傾斜路の勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
	エ 表面は滑りにくい仕上げであるか		
カウンター・記載台	① 高さは、75cm程度、下部に高さ65cm以上奥行き45cm以上のけ込み		
公衆電話	① 下部に高さ65cm以上奥行き45cm以上のけ込み		
	② プッシュボタンの高さ90cm以上100cm以下		
	③ 出入口の幅80cm以上か		
	④ 戸の開閉は車椅子の通過に支障がないものか		
	⑤ 出入口に車椅子の通過に支障になる段を設けていないか		
休憩の場所	① 高齢者、障害者等の休憩場所を設けているか(特定建築物で5,000㎡以上のもの)		
授乳おむつ替えの場所	① 場所を設けているか(特定建築物で5,000㎡以上のもの)		
水飲み場	① 飲み口の高さ75cm程度であるか		
	② 下部高さ65cm以上で車椅子利用者の使用が容易なものか		
	③ 水洗器具は、レバー式、光感知式等の操作が容易なものか		
現金自動支払機 券売機	① 操作盤の高さ130cm以下か		
	② 視覚障害者の使用に支障がない構造か		
	③ 出入口の幅80cm以上か		
	④ 戸の開閉は車椅子の通過に支障がないものか		
	⑤ 出入口に車椅子の通過に支障になる段を設けていないか		
案内板	① 高さ、文字の大きさ、表示はわかりやすいものか		
	② 視覚障害者が利用できるものか		

チェック項目	申請者記入欄			審査欄		
	円滑基準	誘導基準		円滑基準	誘導基準	
		特定建築物	協定建築物		特定建築物	協定建築物
① 建築物移動等円滑化基準 (利用居室、車椅子利用者用便房、駐車施設に至る1以上の経路の昇降機)						
ア 籠は必要階 (利用居室又は車いす利用者用便房・駐車施設のある階、地上階) に停止するか						
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか						
ウ 籠の奥行きは135cm以上であるか						
エ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか						
オ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか						
カ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか						
キ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか						
ク 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合						
(ア) 上記アからキを満たしているか						
(イ) 籠の幅は140cm以上であるか						
(ウ) 籠は車椅子が転回できる形状か						
ケ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1						
(ア) 上記アからクを満たしているか						
(イ) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか						
(ウ) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置 (※4) を設けているか						
(エ) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか						
コ 標識の設置 日本工業規格Z8210に適合しているか。 ※3						
② 誘導基準						
ア 必要階に停止するか (1以上) ※2						
イ 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべての昇降機・乗降ロビー						
(ア) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか						
(イ) 籠の奥行きは135cm以上であるか						
(ウ) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか						
(エ) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか						
(オ) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか						
ウ 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上の昇降機・乗降ロビー						
(ア) イのすべてを満たしているか						
(イ) 籠の幅は140cm以上であるか						
(ウ) 籠は車椅子が転回できる形状か						
(エ) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか						
エ 不特定多数の者が利用するすべての昇降機・乗降ロビー						
(ア) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか						
(イ) 籠の奥行きは135cm以上であるか						
(ウ) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか						
(エ) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか						
(オ) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか						
(カ) 籠の幅は140cm以上であるか						
(キ) 籠は車椅子が転回できる形状か						
オ 不特定多数の者が利用する1以上の昇降機・乗降ロビー						
(ア) エの(イ)、(エ)、(オ)、(キ)を満たしているか						
(イ) 籠の幅は160cm以上であるか						
(ウ) 籠及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか						
(エ) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか						
(オ) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか						
カ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上の昇降機・乗降ロビー ※1						
(ア) ウのすべて又はオのすべてを満たしているか						
(イ) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか						
(ウ) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置 (※4) を設けているか						
(エ) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか						
キ 協定建築物特定施設である1以上の昇降機・乗降ロビー						
(ア) オのすべてを満たしているか						
(イ) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか						
(ウ) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置 (※4) を設けているか						
(エ) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか						
ク 標識の設置 日本工業規格Z8210に適合しているか。 ※3						

※1 ・ 自動車車庫に設ける場合を除く

※2 ・ 利用居室又は車椅子利用者用便房・駐車施設・浴室等・客室のある階、地上階。協定建築物にあつては、協定建築物特定施設である便所が

※3 ・ 当該内容が日本工業規格に定められている場合

※4 ・ 点字、文字等の浮き彫り、音による案内等

(7) エレベーター(ひとにやさしいまちづくり条例)

9/9

	チェック項目	申請者 記入欄	チェック欄
		ひとまち	ひとまち
エレベーター	① 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する2,000㎡以上の特定建築物		
	ア 籠の床面積は1.83㎡以上であるか		
	イ 籠の奥行きは135cm以上であるか		
	ウ 籠は車椅子が転回できる形状か		
	エ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		
	オ 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
	カ 出入口の幅80cm		
	キ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置が設けているか		
	ク 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
	ケ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか		
	コ 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
	サ 平面鏡を設けているか		
	シ 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすいボタン、表示を設けているか		
	ス 籠の側板に手すりを設けているか		
	② ①以外の公共的施設に設けるもの		
	ア 籠の床面積は1.2㎡以上であるか		
	イ 籠の奥行きは110cm以上であるか		
	ウ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		
	エ 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
	オ 出入口の幅80cm		
カ 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			
キ 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすいボタン、表示を設けているか			

**4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
ひとにやさしいまちづくり条例 チェックリスト
変更・追加チェック項目**

(2) 階段、便所

	チェック項目	適用範囲	申請者記入欄			審査欄		
			円滑基準	誘導基準	ひとまち	円滑基準	誘導基準	ひとまち
便所	① 車いす使用者用便房							
	イ 標識の設置	日本工業規格Z8210に適合しているか。	※					
	② オストメイト対応水洗器具設置便房	1以上 各階1以上						
	ア 標識の設置	日本工業規格Z8210に適合しているか。	※					
④ 床置き式、壁掛式(受口高さ35cm以下)の小便器等	1以上							
	各階1以上							

※ ・ 当該内容が日本工業規格に定められている場合

(3) 敷地内の通路、駐車場

	チェック項目	適用範囲	申請者記入欄			審査欄		
			円滑基準	誘導基準	ひとまち	円滑基準	誘導基準	ひとまち
駐車場	① 車いす使用者用駐車場施設							
	イ 標識の設置	日本工業規格Z8210に適合しているか。	※					

※ ・ 当該内容が日本工業規格に定められている場合

(4) 出入口・特殊昇降機・案内設備までの経路・洗面所・浴室

	チェック項目	適用範囲	申請者記入欄			審査欄		
			円滑基準	誘導基準	ひとまち	円滑基準	誘導基準	ひとまち
特殊な構造又は使用形態の昇降機(第六品目)	① エレベーターの場合							
	イ かがの幅70cm以上、奥行き120cm以上であるか							
案内設備	① 移動等円滑化措置のとられた設備等(※4)の配置を表示した案内板等の設置	※5は免除						
	② 移動等円滑化措置のとられた設備等(※6)の配置を視覚障害者に示す設備	※7は免除						
案内設備案内所までの経路	① 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置(風除室で直進する場合は免除)	※8は免除						
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	※8は免除						
	③ 点状ブロック等の敷設(段・傾斜がある部分の上端に近接する部分)	※8※9は免除						
車いす使用者用客室	① 車いす使用者用客室	客室総数50以上の場合 1以上 客室総数200以下場合、2%以上、200超の場合(1%+2)以上						
	ア 出入口							
	(ア) 幅は80cm以上であるか							
	(イ) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか							
	イ 便所 (同じ階に共用便所がある場合は免除)							
	(ア) 車いす使用者用便房を設けているか							
	(イ) 出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)							
	(ウ) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)							
ウ 浴室等 (共用の浴室等がある場合は免除)								
(ア) 車いす使用者用浴室等を設けているか								

- ※4 ・ エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設
- ※5 ・ 案内所を設ける場合又は当該施設等の配置を容易に視認できる場合
- ※6 ・ エレベーターその他の昇降機又は便所
- ※7 ・ 案内所を設ける場合

(6) エレベーター(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

	チェック項目	申請者記入欄		審査欄	
		円滑基準	誘導基準	円滑基準	誘導基準
建築物移動等円滑化基準	① 建築物移動等円滑化基準(利用居室、車いす使用者用便房、駐車施設に至る1以上の経路の昇降機)				
	ク 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合				
	(イ) かがの幅は140cm以上であるか				
建築物移動等円滑化誘導基準	コ 標識の設置				
	日本工業規格Z8210に適合しているか。※				
	② 誘導基準				
	ウ 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上の昇降機・乗降ロビー				
	(イ) かがの幅は140cm以上であるか				
	エ 不特定多数の者が利用するすべての昇降機・乗降ロビー				
(カ) かがの幅は140cm以上であるか					
オ 不特定多数の者が利用する1以上の昇降機・乗降ロビー					
(イ) かがの幅は160cm以上であるか					
キ 標識の設置					
日本工業規格Z8210に適合しているか。※					

※ ・ 当該内容が日本工業規格に定められている場合